

# 裁判官の忌避申し立て

原発避難者  
立ち退き訴訟

尋問却下で被告

山形地裁

東京電力福島第1原発事故後、福島県から自主避難して米沢市の雇用促進住宅に入居した世帯が、無償貸与打ち切り後も家賃を払わず住み続けているとして、管理する独立行政法人が住人に立ち退きなどを求めた訴訟の第10回口頭弁論が18日、山形地裁であった。準備書面の提出を経て結審したが、被告側は本人尋問を却下した裁判官を担当から外す忌避を申し立てた。

被告側は住宅の貸借関係などを立証する準備書面を提出し、住人らへの尋問を申請した。貝原信之裁判長は、既に住人の陳述書が提

出されていることなどから「十分な立証を重ねている」と却下。被告側は民事訴訟法に基づき、貝原裁判長ら裁判官3人の忌避を申し立てた。訴訟は一時停止し、今後、別の裁判官が申し立ての可否を判断する。

口頭弁論後の記者会見で、被告の一人で福島市から避難している武田徹さん(78)は「書面では言い表せない訴えや感情がそれぞれにある。尋問をしないのは不自然」と語気を強めた。

原告は「高齢・障害・求職者雇用支援機構」など。訴状によると、2017年3月末に無償貸与が打ち切られた後も雇用促進住宅に

家賃を払わずに住み続けているのは「他の避難者との公平公正の観点から容認できない」として、8世帯(うち2世帯は退去)に立ち退きと家賃の支払いを求めている。被告側は契約相手は福島県で、原告の請求は不当としている。

2019.10.19

山形新聞